

# Planet Care 規約

## 本契約

- ・本契約は（株）プラネットによって提供されるサービスを規定するものです。
- ・本契約は「DentalX Mirror」（以下：対象デバイス）を対象としています。
- ・対象デバイスの保証は、お客様が本契約に加入した時点で開始され、解約しない限り、本契約の確認書に指定された日付まで継続します。
- ・本契約に基づく利益は、メーカーのハードウェア保証および無償テクニカルサポートに追加されるものです。
- ・本契約の期間は「DentalX Mirror」の購入日から3年です。
- ・本契約の条件は、特に明記されていない限り、1回払いであるか、分割払いであるかを問わず、同じように適用されます。
- ・天災地変（火災、地震、水害、落雷など）による故障は保証対象外になります。
- ・ご予約後のキャンセルは一切できませんので、ご了承をお願い致します。
- ・本契約は、事前の予告なしに変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

## 対象範囲

### 1 不具合または消費したバッテリーに関するハードウェアサービス

- ・お客様が、本契約の期間中に（株）プラネットに対し、材質上または製造上の不具合が対象デバイスにおいて生じたこと、または内蔵充電式バッテリーを使用する対象デバイスに関して、電源を維持する対象デバイス・バッテリーの容量が、充電完了後の連続使用時において30分を切ることを、のいずれかを通知することにより有効な請求を行った場合、（株）プラネットは、(i) 新品の部品、または性能および信頼性において、新品と同等の部品を使用して無償で不具合品の修理を行うか、(ii) 対象デバイスを新品の交換用デバイス、または性能および信頼性において新品と同等の交換用デバイスと交換します。
- ・本契約に基づいて提供されるすべての交換用デバイスは、元のデバイスと少なくとも機能的に同等のものです。（株）プラネットが対象デバイスを交換した場合、元のデバイスは（株）プラネットの所有物となり、交換用デバイスはおお客様の所有物となり、本契約の残存期間の保証が交換用デバイスに適用されます。

### 2 過失や事故による損傷に関するサービス

- ・お客様が、本契約の期間中に（株）プラネットに対し、不測かつ不慮の外的事由（落下や液体接触による損傷など）の結果生じた過失や事故による損傷により、対象デバイスが故障したことを通知することにより有効な請求を行った場合、（株）プラネットは、以下に記載するサービス料金にて、(i) 新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の再生部品を使用して不具合品の修理を行うか、(ii) 対象デバイスを新品の交換用デバイス、または性能および信頼性において新品と同等の交換用デバイスと交換します。なお（株）プラネットがお客様に対して2回のサービスを提供すると、本項に基づく（株）プラネットのお客様に対するすべての義務は履行されたこととなります。

## 附則

本規約は、2018年3月20日より適用

株式会社プラネット